

地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、静岡市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の推進を図るため、甲及び乙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）移住・定住の促進に関すること。
- （2）空き家対策に関すること。
- （3）地域活性化、健康促進に関すること。
- （4）男女雇用・性の多様性に関すること。
- （5）地域の災害リスクに関すること。
- （6）その他、地方創生の推進に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

（静岡市移住・定住促進事業に係る連携・協力に関する協定の廃止）

第6条 甲乙間で、平成27年2月23日に締結した「静岡市移住・定住促進事業に係る連携・協力に関する協定」は、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月22日

（甲）静岡市長

（乙）公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長

田辺 信宏

宇野 篤哉